

広 報

園芸用具（刃物）貸出しの運用についてお知らせ。

これまで緑化委員会管理下の園芸用機材を住人の皆様の要望に応じその都度管理事務所を通じて貸出しが行われてきましたが、緑化委員会より備品の管理、保全が徹底できないとして改善の申し入れを受け、過去の記録を元に幾つかの用具を「一般貸出し」用として緑化委員会から分離し理事会に移管しました。これを機に園芸用具（刃物）の貸出し運用を以下のように改めましたのでお知らせいたします。

- 1) 貸出し用園芸用具（刃物）は以下の4品目です。
 - ① 刈込みハサミ：20丁……太さ1センチくらいまでの枝の剪定に使用。
 - ② 草刈りカマ（三日月鎌、鋸鎌、小鎌が混在しています）：66丁
 - ③ 高枝切りハサミ：1丁
 - ④ ノコギリ：1丁
- 2) 借用希望者は管理事務所備え付けの書類に記載の注意事項を確認し、必要事項を記入、署名のうえ窓口職員に提出して用具を受け取る。
- 3) 使用後は汚れを落として用具の破損や不具合を確認し、異常があった場合はその旨書類に記入後返却し、事務所窓口職員の確認サインを受領してください。
- 4) 注意事項
 - ※ 貸出し用具は全て刃物ですので取扱いには危険を伴います。
 - ① 自己の責任に於いて安全な使用を心掛けてください。
使用に際し生じた事故、損害について当管理組合や理事会では責任を負うことができません。（但し管理組合主催の行事に参加、使用中に生じた場合は除きます。）
個人加入の保険等の内容を確認し、細心の注意を払い作業してください。
 - ② 紛失の場合は必ず管理事務所へ届け出てください。

（裏面もお読みください。）

1. 緑化委員会の備品貸出しから「一般貸出し」へと分離に至った背景

これまで緑化備品の随時貸出しが管理事務所窓口を通じて慣例的に行われていましたが、その際必ずしも緑化委員会の管理者が立会える状況にない中、過去に機材の損傷や紛失という問題が度々生じていました。こうした中で一昨年には通学途上の小学校児童が放置されていた鎌を拾い、後日校長先生から当団地に返却されるという事案が発生しました。この事を機会に事故防止に向けた安全な貸出し管理を徹底するため、先ずは今年度から団地主催の草取りや清掃デーでの貸出しプロセスを改めると共に、今回「随時貸出し」の運用についても改めるものです。これによって極力事故につながる危険性を排除したいと思いますので皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

2. 管理組合備品貸出しの目的

園芸用具（刃物）の一般貸出しは当団地の環境維持、美化推進を目的として組合員の皆様が自主的に活動する場合の使用に供することを目的としています。

また対象として団地敷地内の通路や舗道のほか、ゴミ集積所、駐車場、自転車置き場など共有部周辺の除草や植え込みの剪定などを想定しています。

従って貸出し用に提供される用具で対応しきれない場合は、管理事務所宛に当該箇所の改善要望を出して頂いたうえで後日管理組合が対応いたします。

一方、低層棟の専用庭（駐車場用途の部分を含む）は居住者がその管理責任を負っています。このことから居住者が植栽した草木の管理に必要な用具についても居住者自身の責任において用意するもの。という理解です。

しかし今回の運用ではこれまでの経緯を尊重し、年間行事で使用していた鎌に加え、過去の貸出し記録にあった刈込みハサミ、高枝切りハサミ、ノコギリを加えた4点を一般貸出し用として当団地の皆様に提供する運びとなりました。

貸出し用具の管理主体は理事会とし、日常の随時貸出しについては管理事務所窓口の職員が対応いたしますが、管理組合主催の一斉作業の際の貸出しは理事会が対応いたします。

備品は何れも当団地の共有財産でもありますので大切に扱って頂くようお願いいたします。

※ 脚立、高所作業用梯子について。

なお脚立や高所作業用梯子についても貸出し履歴がありましたが、緑化委員会では過去作業中数度にわたって落下事故が発生して以来高所作業は業者委託に変更し、梯子の使用を禁止していることから管理元の緑化委員会では今年度棚卸しの際管理対象から抹消の上処分する方針です。引続き当理事会では他の用途を含めた高所作業用梯子の必要性の審議と共に、その取り扱いについて協議し当年度中に結論を出す方向ですが、安全管理の観点から一般貸出し用として提供することはありません。必要とする事案が生じた場合はこれも同様に管理事務所宛に改善要望を提出して頂いたうえで管理組合が対応いたします。 以上。